



APO_社労士通信

届出の提出期限

労働保険・社会保険の手続には、法令により提出期限が決められているものがあります。主なものを一覧にまとめました。なお、提出期限を過ぎると、理由書や確認資料の提出が必要になる場合もありますので、手続は提出期限までに完了しましょう。

■事業所に関する届出

①事業を開始したとき

保険の種類	届出書	提出期限	提出先
雇用保険	適用事業所設置届	10日以内	所轄公共職業安定所長
労災保険	保険関係成立届	10日以内	所轄労働基準監督署長
厚生年金/健康保険	新規適用届	5日以内	年金事務所長・健康保険組合

②事業主・事業所の氏名(名称)・住所(所在地)の変更があったとき

雇用保険	事業主事業所各種変更届※	10日以内	所轄公共職業安定所長
労災保険	名称・所在地等変更届※	10日以内	所轄労働基準監督署長
厚生年金/健康保険	適用事業所所在地・名称変更届	5日以内	年金事務所長・健康保険組合
厚生年金/健康保険	事業所関係変更届	5日以内	年金事務所長・健康保険組合

※法人の事業主変更の場合は提出不要です。

■被保険者に関する届出

①被保険者の資格を取得したとき

雇用保険	被保険者資格取得届	翌月10日	所轄公共職業安定所長
厚生年金/健康保険	被保険者資格取得届	5日以内	年金事務所長・健康保険組合

②被保険者の資格を喪失したとき

雇用保険	被保険者資格喪失届 離職証明書	10日以内	所轄公共職業安定所長
厚生年金/健康保険	被保険者資格喪失届	5日以内	年金事務所長・健康保険組合

■給付に関する届出

①健康保険の給付金の申請期限の一覧です。提出先は健康保険組合、または協会けんぽになります。

出産育児一時金	出産日の翌日から2年
出産手当金	出産のために労務に服さなかった日ごとにその翌日から2年
傷病手当金	労務不能であった日ごとにその翌日から2年
療養費	療養に要した費用を支払った日の翌日から2年
高額療養費	診療月の翌月1日から2年 (自己負担分を診療月の翌月以後に支払ったときは支払った日の翌日から2年)

②雇用保険の給付金の申請期限の一覧です。提出先は公共職業安定所長になります。

高年齢雇用継続基本給付金	初回は支給対象月初日起算4箇月以内、その後は通知される期限
育児休業基本給付金	支給単位期間の初日起算4箇月経過日の属する月の末日
介護休業給付金	介護休業終了日(3箇月以上の場合は3箇月経過日)の翌日起算2箇月経過日の属する月の末日



知っておきたいミニ知識

第75回 接骨院・整骨院にかかるとき

街中で「各種保険取扱」と看板の出ている接骨院・整骨院を見かけることがあります。保険取扱だからといって、すべての施術(病院等の保険医療機関における「治療」と区別されています)について健康保険の適用が受けられるわけではありません。疲労性・慢性的な要因による肩こり、筋肉疲労については、健康保険の対象とはならず、全額自己負担となります。健康保険の対象となるのは、外傷性の打撲、捻挫、挫傷(肉離れ等)、骨折、脱臼の施術を受けた場合です。骨折及び脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。なお、接骨院・整骨院は保険医療機関(病院、診療所)ではありません。また、施術は医師ではなく柔道整復師が行います。

保険医療機関では健康保険証を提示することにより治療を受ける「現物給付」が通常ですが、柔道整復師から施術を受けた場合は、原則、費用の全額を支払った後、患者自ら療養費の請求を行います。ただし、例外的な取扱いとして、患者が自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を保険者へ請求する「受領委任」が認められています。都道府県と受領委任の協定を結んでいる整骨院・接骨院では、病院にかかるのと同様に健康保険証を持参すれば自己負担分のみの支払いとなります。この場合、柔道整復師が保険者に提出する書類には負傷原因、負傷部位などが記載され、患者の自署が必要となります。また、健保組合によっては、健康保険証を使用し柔道整復師の施術を受けた場合、施術内容、施術経過等を患者本人に照会し、保険請求が適切であるかを点検しているところも多いようです。

なお、作事中、通勤途上での負傷が原因の場合は健康保険の対象ではなく、労災保険の対象となります。

お問い合わせは担当スタッフまたは下記までご連絡ください。

APO_社会保険労務士法人 三浦俊彦 / 本田和子 / 望月伸恵 / 吉本多津子 sic.info@apol.jp
〒162-0824 東京都新宿区揚場町1-18 飯田橋ビル7F 電話 03(5228)1820 FAX 03(5228)1830

ホームページもご覧ください。
<http://www.apoutsourcing.jp/>